

能代市外国人日本語学習支援事業

日本語学習アプリ「NihonGo!Cafe のしろ」利用要領

(目的)

第1条 市内在住もしくは市内企業で就労予定の外国人に対し、日本語学習アプリ「NihonGo!Cafe のしろ」を提供し学習機会を作ることで、外国人の日本語能力を向上させ、就労の円滑化や地域とのコミュニケーション機会創出へとつなげることを目的とするものであり、その利用条件その他の事項を定めるものです。

(定義)

第2条 本利用要領で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、本アプリを利用して学習する者（外国人）及び、これらに日本語を教える人をいいます。
- (2) 「管理者」とは、このアプリを提供する能代市をいいます。

(本利用要領への同意)

第3条 利用者は、本利用要領の定めに従って本アプリを利用しなければならず、本利用要領の内容を十分に理解した上で、本利用要領に同意しない限り、本アプリを利用できません。利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、本利用要領の内容を十分に理解した上で、本利用要領に同意したものとみなされます。

(申請できる者)

第4条 本アプリを利用申請できるのは、次の各号いずれかに当てはまる者となります。

- (1) 能代市に住んでいる外国人
- (2) 能代市内の事業所及び個人事業主に雇用されている外国人
- (3) 能代市内の事業所及び個人事業主に就職が決まっている外国人
- (4) 上記外国人へ日本語を教えている外国人及び日本人

(利用可能時間及び利用の停止等)

第5条 本アプリの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、メンテナンス等により、本アプリの一部の機能の提供ができない場合があります。また、次の各号いずれかに当てはまる行為があった場合又は行うおそれがあると認められた場合には利用を停止します。

- (1) 一定期間の利用がない者
- (2) IDの使いまわしが見受けられる者
- (3) 市内の事業所及び個人事業主との雇用契約または就職の予定が無効となった者
- (4) その他、管理者において利用状況が思わしくないと判断した者

(禁止事項及び遵守事項)

第6条 利用者は、本アプリの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 本アプリを本来の目的以外の目的で利用すること。

- (2) 不正アクセス行為、本アプリのサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、本アプリを不正に操作する行為、本アプリの不具合を意図的に利用する行為をすること。
- (3) 類似又は同様の問い合わせを必要以上に繰り返す行為、提供者に対し不当な要求をする行為、その他の提供者による本アプリの適正な管理及び運用並びに第三者による本アプリの利用を妨害し、これらに支障を与える行為をすること。
- (4) 本アプリに対し、ウイルス・マルウェア等に感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれがある行為、反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為、提供者又は第三者になりすまし行為、意図的に虚偽の情報を流布させる行為をすること。
- (6) 第三者の個人情報、利用情報などを不正に収集、開示又は提供する行為をすること。
- (7) その他、本アプリの適正な運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為であると管理者が判断する行為をすること。

(利用申請)

第6条 管理者あてに必要事項を明記し、本要領に同意の上お申し込みください。

(免責事項)

第7条 管理者は、本アプリを利用すること（利用に際してウイルス・マルウェア等に感染したことその他理由の如何を問いません。）又は利用できないこと（本アプリの利用の停止、休止、中断若しくは制限、本アプリの動作不良又は通信回線の障害その他理由の如何を問いません。）その他本アプリに起因又は関連してアプリ利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、管理者が自らの故意又は重大な過失によりかかる損害の全部又は一部を生じさせたものである場合は、かかる損害の当該全部又は一部については、この限りではありません。

(本利用要領の変更)

第8条 管理者は、必要があると認めるときは、利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用要領を変更することができるものとします。

(譲渡等禁止)

第9条 本アプリの利用権は、第三者に譲渡、貸与、承継、相続又は担保として提供することはできません。

(準拠法及び合意管轄)

第10条 本利用要領及び本アプリの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。本アプリの利用に起因又は関連して管理者と利用者との間に生じたすべての紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。